静岡県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年1月12日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

気賀山後A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大 字	字	地番	
				次に掲げる地番の土地に存す	
				る標柱1号と7号を結んだ線及	
				び標柱1号と7号を結んだ線に	
				囲まれた区域	
浜松市	北区	細江町気賀	山後	1615	1号
			山後	1615	2号
			松崎	1736	3号
			松崎	1736	4号
			松崎	1777-1	5号
			山後	1615	6号
			山後	1615	7号